

第4 車両の安全性の確保

1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

(実施機関：スポーツ市民局、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局)

(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等

(実施機関：中部運輸局)

事業概要

車両の安全対策の基本である自動車の構造・装置等の安全要件を定める道路運送車両の保安基準について、事故を未然に防ぐための予防安全対策、万が一事故が発生した場合の乗員や歩行者及び自転車乗員等の保護を行うための被害軽減対策、その際に火災の発生等の二次災害が起こることを防止するための災害拡大防止対策のそれぞれの観点から、適切に拡充・強化を図る。

(2) 先進安全自動車(A S V)の開発・普及の促進

(実施機関：中部運輸局)

事業概要

先進安全自動車(A S V)について、車両の開発・普及の促進を一層進めるとともに、運転者の先進技術に対する過信・誤解による事故を防止するため、先進技術に関する理解醸成の取組を推進する。

事業内容

<令和6年度計画>

衝突被害軽減ブレーキ(歩行者対応)、車線逸脱警報装置、ドライバー異常時対応システム等のA S Vを導入する自動車運送事業者に対し支援を行う。

(3) 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)

事業概要

高齢運転者が自ら運転する場合の安全対策として、安全運転サポート車の普及促進等車両安全対策を推進する。

事業内容

<令和6年度計画>

[スポーツ市民局地域安全推進課]

1 高齢者向けのリーフレットへ掲載し、安全運転サポート車の周知を図る。

[県警察本部]

2 安全運転サポート車、後付けの急発進等抑制装置(いわゆる「ペダル踏み間違い急発進等抑制装置」)、サポートカー限定免許制度について、あらゆる機会を活用して、関係機関・団体などと連携した普及啓発を図る。

[県防災安全局]

3 高齢者交通安全広報事業

高齢者等の交通事故防止を図るため、著名人を起用しラジオCM、医療施設モニター等を活用した広報及び啓発イベントを開催すること

	により、広く県民に対しての交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を呼びかける。 また、高齢運転者による交通事故を防止するため、高齢運転者とその家族に対して、安全運転サポート車、運転免許証の自主返納制度、サポートカー限定免許制度、反射材やヘルメットの着用促進等について周知を図る。
2 自動運転車の安全対策・活用の推進 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局、県経済産業局)	
(1) 自動運転の社会実装 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局、県経済産業局)	
事業概要	具体的なビジネスモデルを想定し、社会実装を技術面、運用面の両面から検証する実証実験を実施するとともに、社会的受容性の醸成を図る。
事業内容	<令和6年度計画> [県経済産業局] 名古屋市内の都心において自動運転車両の運行を行い、都心での自動運転技術を用いたモビリティサービスの実現を目指す。
(2) 自動運転車に係る安全基準の策定 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局)	
事業概要	自動運転技術の更なる進展に応じ、より高度な自動運転機能について基準策定を進める。
(3) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局)	
事業概要	地方部における高齢者等の移動に資する無人自動運転移動サービス車両の実現に向けて、車両の安全性を確保するため、実証実験を促進する。
(4) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局)	
事業概要	自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車について、ユーザーが過信・誤解することなく、使用してもらえるような取組を推進する。
事業内容	<令和6年度計画> [中部運輸局] 運転支援装置の機能には限界があり、故障していない場合であっても、使用する環境や条件により作動しないことがあることを自動車ユーザーに理解してもらうため実車を使って機能が作動しないことを再現した啓発ビデオをホームページにて公開しており、引き続き運転支援装置は、あくまでもアシスト機能であることや作動条件等を正しく理解して使用すること等の啓発を行う。

(5) 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局、県警察本部)	
事業概要	令和6年10月より開始される「OBD 検査」(自動車に搭載された電子装置の故障や不具合の有無に関する検査)の導入に向けて、環境整備を進める。また、自動運転等の新技術を含む自動車の安全・環境性を確保するため、型式指定制度を着実に運用するとともに、ソフトウェアアップデートに係る許可制度の適確な運用等に努める。
事業内容	[県警察本部] 特定自動運行の許可制度の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な助言・指導を行うほか、自動運転技術の進展を支援する取組を推進する。
(6) 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局)	
事業概要	自動運転車の事故について、客観性及び真正性を確保した形で総合的な事故調査・分析を実施し、速やかな事故原因の究明及び再発防止に努める。
3 自動車アセスメント情報の提供等 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。
事業内容	<令和6年度計画> 1 自動車の衝突安全性能の総合評価及び歩行者頭部保護性能・制動性能の評価、チャイルドシートの安全性能比較評価を行い公表することで、ユーザーが安全な製品選びをし易い環境の整備を推進するとともに、自動車メーカー等におけるより安全な製品の開発促進を図る。このほか、自動車の安全装置の正しい使用方法等の一般情報や車種ごとの安全装置の装備状況も拡充し、充実した自動車アセスメント情報をユーザーに提供する。
4 自動車の検査及び点検整備の充実 (実施機関：中部運輸局)	
(1) 自動車の検査の充実 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	先進技術の機能維持を図るために、現在の外観確認やブレーキテスト等の測定器を中心とした検査に加え、令和6年10月からの「OBD 検査」導入に向けて、環境整備を進めるなど、自動車検査の高度化を図る。 また、不正改造の防止を図るため、街頭検査体制の充実強化を図るとともに、指定自動車整備事業制度の適正な運用等を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。
事業内容	<令和6年度計画>

	1 道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等、環境悪化の原因となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を県内に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化、さらに年間を通じ、不正改造車に関する情報収集を行い、寄せられた情報を基にその使用者に対して警告ハガキを送付することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。 また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。 2 民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。
(2) 型式指定制度の充実 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	車両の構造に起因する交通事故の発生を防止するため、型式指定制度により新型自動車の安全性の審査体制の充実を図る。
事業内容	<令和6年度計画> 型式指定制度により新型自動車の安全性の審査等を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所と連携して実施するとともに、自動車製作者等への監査を実施し、自動車の安全性の増進等を図る。
(3) 自動車点検整備の充実 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、保守管理の指導を行うとともに、車両不具合による事故の原因究明に努め、点検整備方法に関する情報提供等を行う。
事業内容	<令和6年度計画> 1 自動車点検整備の推進 自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に県内に展開する。また、街頭啓発活動として高速道路利用者を中心に実施し、自動車の定期点検整備の必要性をより多くの自動車ユーザーに対し啓発する。 また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

	特に、大型自動車については、車両火災や車輪脱落事故が発生している状況を踏まえ、重点点検の実施を推進する。 なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。 2 自動車特定整備事業の適正化及び生産性向上 点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。また、自動車特定整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を推進する。 3 自動車の新技術への対応等整備技術の向上 自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。
5 リコール制度の充実・強化 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、装置製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。また、自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。

事業内容	＜令和 6 年度計画＞ 1 自動車不具合情報ホットラインを積極的に P R するとともに、自動車ユーザー等から安全上重大な不具合について報告を義務付けるなど、情報収集体制の強化を図る。 不具合情報やリコール情報等に関し、自動車製作者等から収集している不具合情報の拡充、海外機関との連携強化等により、情報収集体制の充実強化を図る。 また、自動車整備事業者に対する監査の中で、リコールに繋がるような不具合情報の収集を積極的に行う。 2 収集した不具合情報について、スクリーニングを的確に実施するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構における技術検証体制を一層強化し、調査分析体制の充実強化を図る。
6 自転車の安全性の確保 （実施機関：スポーツ市民局、県警察本部、県防災安全局）	
事業概要	自転車の安全な利用を確保するため、自転車事故による被害者救済のための損害賠償責任保険等への加入の更なる促進を図るとともに、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進に努めることにより、薄暮の時間帯から夜間における自転車の視認性の向上を図る。

事業内容

<令和6年度計画>

[スポーツ市民局地域安全推進課]

- 1 「名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正内容を周知するとともに、市民の交通の安全の確保及び自転車事故による被害者の保護を図るため、交通安全教育を充実するほか、自転車利用者のヘルメット着用を促進、自転車損害賠償保険等への加入義務についての啓発などを行う。
- 2 5月と11月の自転車安全利用促進強調月間等を通じて、交通ルールの遵守とマナーの向上を図るため、各種広報・啓発活動を展開する。自転車安全利用講習会や街頭キャンペーン、自転車教室などを通じて、自転車利用五則の徹底、乗車用ヘルメットの普及促進及び自転車事故に備えた保険への加入促進を図る。

[県警察本部]

- 3 自転車販売店等の自転車関連事業者と連携し、自転車の販売、修理等の機会を捉えた自転車利用者に対する自転車の交通法令等の周知を図り、交通ルールの遵守意識を醸成する。

[県防災安全局]

- 4 毎月20日の「自転車・二輪車安全利用の日」及び5月の「自転車・二輪車安全利用月間」等を通じて、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付の普及促進を図る。
- 5 自転車安全利用促進事業
「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、鉄道の中吊り広告やYouTubeバンパー広告等による広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、自転車の交通ルール等について、デザイン性を重視した教材を制作・配布する。